

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成30年2月13日（平成30年（行個）諮問第16号）

答申日：平成30年6月13日（平成30年度（行個）答申第43号）

事件名：本人に係る特定日付け保有個人情報訂正請求書等の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 当審査会の結論

「相談対応票（特定受付番号。以下「本件相談対応票」という。）の保有個人情報訂正請求書一式（特定日付け。ただし平成27年。以下同じ。）」及び「当該請求に対する決定に係る決裁文書一式」に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙1に掲げる文書1ないし文書7に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年11月2日付け北海相第151号により北海道管区行政評価局長（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、以下の開示を求める。

行政相談週間用処理票を開示してほしい。

起案文書の中の、

- (1) 行政相談処理票の件名を確認した記述部分
- (2) 相談内容を特定行政相談委員に確認した記述部分
- (3) 件名、相談者情報、相談内容、対応経過、調査結果を特定職員Aに確認した記述部分
- (4) 対応経過、調査結果を北海道財務局特定職員Bに確認した記述部分
- (5) 年月日不明、電話以外の方法で〇〇（審査請求人の姓、以下同じ。）様に確認した記述部分

を開示してほしい。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書

相談対応票の件名について、決裁時に「行政相談週間用処理票」を確認しているはずだから。

「総務省の理由説明書」（下記第3の4（2）イ（イ）のとおり、別の諮問事件に係る理由説明書を指す。以下同じ。）に、

ア 件名は「行政相談処理票」を確認した。

イ 相談内容は「相談を受け付けた行政相談委員」を確認した。

ウ 件名、相談内容、対応経過、調査結果、回答内容は、事案を処理した北海道管区行政評価局職員に確認したとあるから。

エ 特定職員Cは北海道財務局特定職員Bに確認したと主張しているから。

オ 特定職員Dは、特定職員Aは〇〇に電話以外の方法で確認したと主張しているから。

（2）意見書

別紙2のとおり。

第3 諮問庁の説明の趣旨

1 審査請求の経緯

平成29年10月6日付けで、処分庁宛て、法に基づき、保有個人情報について開示請求があった。これを受けて、処分庁は、同年11月2日付けで開示決定（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分を不服として、同月13日付けで諮問庁に対し行われたものである。

2 開示請求の概要

（1）審査請求人が開示請求を行った保有個人情報は、本件相談対応票の保有個人情報訂正請求書一式（特定日付け）及び当該請求に対する決定に係る決裁文書一式である。

（2）処分庁が原処分において開示することとした保有個人情報が記録された文書（以下、第3において「本件文書」という。）は、別紙1のとおり。

3 審査請求の趣旨等

（1）審査請求の趣旨

平成27年12月9日付け北海相第204号による不訂正決定を行った際に保有していた次の個人情報の開示を求める。

・行政相談週間用処理票

・起案文書の中の

ア 行政相談処理票の件名を確認した記述部分

イ 相談内容を特定行政相談委員に確認した記述部分

ウ 件名、相談者情報、相談内容、対応経過、調査結果を北海道管区行政評価局職員に確認した記述部分

エ 対応経過、調査結果を北海道財務局職員に確認した記述部分

オ 年月日不明、電話以外の方法で審査請求人に確認した記述部分

(2) 審査請求の理由

相談対応票の件名について、決裁時に「行政相談週間用処理票」を確認しているはずだから。

また、総務省の理由説明書において、

ア 件名は「行政相談処理票」を確認した。

イ 相談内容は「相談を受け付けた行政相談委員」に確認した。

ウ 件名、相談内容、対応経過、調査結果、回答内容は、事案を処理した北海道管区行政評価局職員に確認したとあるから。

エ 北海道管区行政評価局職員は北海道財務局職員に確認したと主張しているから。

オ 北海道管区行政評価局職員は審査請求人に電話以外の方法で確認したと主張しているから。

4 諮問庁の意見等

(1) 原処分について

原処分について処分庁に確認したところ、以下のとおりであった。

ア 本件開示請求において、開示請求者（審査請求人。以下同じ。）が開示を求める保有個人情報、上記2（1）の本件請求保有個人情報である。

イ 処分庁では、法に基づく保有個人情報の訂正請求に係る文書について、年度単位で行政文書ファイルに編てつすることとしており、平成27年度の訂正請求についても同様に特定のファイル（以下「特定行政文書ファイル」という。）に編てつされている。

ウ 本件開示請求では、開示請求者が本件請求保有個人情報の開示を求めていることから、特定行政文書ファイルに編てつされている本件文書を特定することとし、その全てを開示する決定を行った。

エ 審査請求人が本件審査請求において開示を求めている保有個人情報のうち「行政相談週間用処理票」については、処分庁において保有しているものの、上記に記載のとおり、特定日付け保有個人情報の訂正請求に対する決定に係る文書として特定行政文書ファイルに編てつされていなかったため、本件請求保有個人情報に該当するものとして特定されなかったものである。

(2) 諮問庁の意見

ア 上記（1）を踏まえれば、処分庁において本件請求保有個人情報の開示を求める請求に対し、本件文書を特定した原処分に特段不自然・不合理な点は認められない。

イ ここで本件審査請求において開示を求められた保有個人情報の特定について、処分庁からの確認を踏まえて検討すると、以下のとおりである。

(ア) 本件審査請求において開示を求められた「行政相談週間用処理票」とは、特定の行政相談委員が、審査請求人から特定日付けで受け付けた相談内容等を記載し、その処理を依頼するため北海道管区行政評価局に提出した文書である。

処分庁において、上記文書は、行政相談の処理に係る文書として保管されているものの、特定日付け保有個人情報の訂正請求に対する決定に係る文書として保管されていない。

審査請求人は、「相談対応票の件名について、決裁時に「行政相談週間用処理票」を確認しているはずだから」と主張するが、保有個人情報の訂正を行わない旨の決定通知（平成27年12月9日付け北海相第204号）写し（文書7）には、訂正しないこととした理由に「行政相談週間用処理票」を確認した旨の記載はなく、当該文書を特定日付け保有個人情報の訂正請求に対する決定に係る文書として特定行政文書ファイルに編てつしていないことに不自然・不合理な点は認められない。

(イ) 本件審査請求において、審査請求人は、総務省の理由説明書において相談対応票の件名等を確認した旨の記述があることを理由に、起案文書の中の「確認した記述部分」（上記3（1）ア～オ参照）について開示を求めている。

当該理由説明書は、平成28年3月16日付け総評相第43号による情報公開・個人情報保護審査会への諮問において提出された諮問の理由説明書と解され（当該諮問は、審査請求人からの平成27年12月18日付け審査請求に関するものであり、当該審査請求の原処分は、同月9日付けの北海相第204号による不訂正決定である。）、これにおいて、北海道管区行政評価局で事案処理を行った職員等を確認した旨が記載されているが、この確認は、同審査会への諮問に際して総務省本省が行ったものであり、同行政評価局が行った上記訂正請求に対する決定（平成27年12月9日）とは、主体及び時点を異にする。

処分庁は、上記（1）のとおり、開示請求された訂正請求書及びこれに対する決定に係る決裁文書として保管されていた全ての文書を原処分において開示決定しており、起案文書の中の「確認した記述部分」は存在しないほか、そのような文書は保有もしていない。

上記を踏まえれば、本件審査請求において開示を求められた保有個人情報のいずれについても、本件請求保有個人情報には該当しないものと考えられる。

(3) 結論

以上のとおり、本件請求保有個人情報の開示請求について、本件文書

の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を処分庁において保有しているとは認められないので、処分庁が、原処分において、本件審査請求で開示を求められた保有個人情報を対象とせずに本件文書を特定したことは妥当であるから、原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成30年2月13日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年3月13日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年6月11日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、別紙1に掲げる文書に記録された保有個人情報を本件対象保有個人情報として特定し、全部開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、平成27年12月9日付け北海相第204号による不訂正決定を行った際に北海道管区行政評価局が保有していたとする①行政相談週間用処理票及び起案文書中の、

- ② 行政相談処理票の件名を確認した記述部分
 - ③ 相談内容を行政相談委員に確認した記述部分
 - ④ 件名、相談者情報、相談内容、対応経過、調査結果を北海道管区行政評価局職員に確認した記述部分
 - ⑤ 対応経過、調査結果を北海道財務局職員に確認した記述部分
 - ⑥ 年月日不明、電話以外の方法で審査請求人に確認した記述部分
- に記録された保有個人情報（以下、順に「請求対象保有個人情報1」ないし「請求対象保有個人情報6」という。）の開示を求めていると解されるが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

- (1) 本件審査請求に対し、諮問庁が、審査請求人が開示を求める請求対象保有個人情報1ないし請求対象保有個人情報6に関して上記第3の4(2)で説明する内容は、要するに、別紙3のとおりである。

(2) 請求対象保有個人情報1について

上記第2の2(1)で審査請求人が指摘する「行政相談週間用処理票」（審査請求人が、審査請求人の特定日付け保有個人情報訂正請求に対し、処分庁が平成27年12月9日付け北海相第204号による不訂正決定を行うに当たって確認したと主張する行政相談週間用処理票）が、特定行政文書ファイル中に編てつされていない旨の諮問庁の説明につい

ては、これを覆すに足りる事情はない。

そして、当審査会において、諮問書に添付された文書7（写し）を確認したところ、その「訂正をしないこととした理由」欄の記載中に、審査請求人が特定日付けで訂正請求をした保有個人情報につき、処分庁が、訂正をしない旨の決定をするに当たり、行政相談週間用処理票を確認したという趣旨の記載は一切ないことが認められる。

そうすると、処分庁が上記の不訂正決定を行った際に確認したと審査請求人が主張する行政相談週間用処理票について、それが存在しない旨の諮問庁の説明は、不自然・不合理とはいえない。

したがって、行政相談週間用処理票に記録された保有個人情報（請求対象保有個人情報1）につき、本件開示請求の対象として特定すべき保有個人情報に該当しない旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

(3) 請求対象保有個人情報2ないし請求対象保有個人情報6について

当審査会において、諮問書に添付された、上記第2の2（1）で審査請求人が指摘する「理由説明書」（写し）を確認したところ、当該理由説明書は、諮問庁が上記第3の4（2）イ（イ）で説明するとおりの諮問に当たって当審査会に提出された理由説明書であると認められる。

そして、当該理由説明書の記載内容をみると、当該諮問事件に係る審査請求を受けた後、総務省において、処分庁を通じ、事案処理を行った北海道管区行政評価局職員や行政相談委員に本件相談対応票の記載内容等に関して種々の確認を行った旨の記載があることが認められるにすぎず、審査請求人の特定日付けの訂正請求を受け、処分庁において、審査請求人が上記第2の2（1）で指摘するような確認を行ったことをうかがわせるような記載は見当たらない。

そうすると、請求対象保有個人情報2ないし請求対象保有個人情報6は存在せず、北海道管区行政評価局においてこれらを保有していない旨の諮問庁の説明は、不自然・不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情もなく、首肯できる。

(4) 以上のとおり、北海道管区行政評価局において、本件対象保有個人情報の外に、本件開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、北海道管区行政評価局において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保

有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙 1（本件対象保有個人情報記録された文書）

- 文書 1 保有個人情報訂正請求書（特定日付け）及び別紙
- 文書 2 保有個人情報の訂正を行わない旨の決定に係る電子決裁の起案用紙
- 文書 3 当該電子決裁に添付されている保有個人情報の訂正を行わない旨の決定通知案
- 文書 4 当該電子決裁に添付されている保有個人情報訂正請求書（特定日付け）及び別紙
- 文書 5 当該電子決裁に添付されている相談対応票（特定受付番号）
- 文書 6 当該電子決裁後に出力，印刷した起案用紙
- 文書 7 保有個人情報の訂正を行わない旨の決定通知（平成 27 年 12 月 9 日付け北海相第 204 号）写し

別紙 2

上記第 3 の 4 (2) 諮問庁の意見イ (ア)

諮問庁は、不訂正の決定時には「行政相談週間用処理票」を確認していないと主張する。

審査請求後に諮問庁が処分庁を通じて件名が「金融庁に要望」か「札幌法務局に要望」のどちらかを「行政相談週間用処理票」で確認した。

と主張しているが、不自然・不合理である。

上記第 3 の 4 (2) 諮問庁の意見イ (イ)

不訂正の決定時には、担当者の特定職員 C は、

②相談内容を特定行政相談委員に確認していない。③件名，相談者情報，相談内容，対応経過，調査結果を特定職員 A に確認していない。④対応経過，調査結果を北海道財務局特定課特定職員 B，特定課特定職員 E に確認していない。⑤年月日不明，電話以外の方法で特定職員 A が審査請求人に確認した証拠資料を確認していない。

これで、処分庁の不訂正の決裁を受けたと主張しているが、不自然・不合理である。

総務省の理由説明書に記載されていることは、審査請求後に諮問庁が処分庁を通じて確認を行ったものであり、それ以前には処分庁（北海道管区行政評価局）は総務省の理由説明書に記載されている確認作業を何もしていない。と主張しているが、不自然・不合理である。

別紙 3（請求対象保有個人情報ごとの諮問庁の説明の要旨）

請求対象保有個人情報	諮問庁の説明
請求対象保有個人情報 1	<p>保有個人情報の訂正を行わない旨の決定通知（平成27年12月9日付け北海相第204号）写し（文書7）には、訂正しないこととした理由に「行政相談週間用処理票」を確認した旨の記載はないから、当該文書を特定日付け保有個人情報の訂正請求に対する決定に係る文書として特定行政文書ファイルに編めてつっていないことに不自然・不合理な点は認められず、請求対象保有個人情報1は本件開示請求の対象として特定すべき保有個人情報に該当しない。</p>
請求対象保有個人情報 2 請求対象保有個人情報 3 請求対象保有個人情報 4 請求対象保有個人情報 5 請求対象保有個人情報 6	<p>本件審査請求において、審査請求人は、総務省の理由説明書において相談対応票の件名等を確認した旨の記述があることを理由に、起案文書の中の「確認した記述部分」について開示を求めているところ、当該理由説明書は、平成28年3月16日付け総評相第43号による情報公開・個人情報保護審査会への諮問において提出された諮問の理由説明書と解され（当該諮問は、審査請求人からの平成27年12月18日付け審査請求に関するものであり、当該審査請求の原処分は、同月9日付けの北海相第204号による不訂正決定である。）、これにおいて、北海道管区行政評価局で事案処理を行った職員等を確認した旨が記載されているが、この確認は、同審査会への諮問に際して総務省本省が行ったものであり、同行政評価局が行った上記訂正請求に対する決定（同月9日）とは、主体及び時点を異にするから、請求対象保有個人情報2ないし請求対象保有個人情報6は存在せず、総務省においてこれを保有していない。</p>